

判例から学ぶ医療と法 — 第91回

「介護施設における転倒と死亡の因果関係」

さいたま地裁平成30年6月27日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 佐藤 裕一

◆事案の概要

B介護施設は高齢者のためのショートステイおよびデイケアサービスを業務とする株式会社である。利用者Aは60代の男性であり、平成20年11月に脳内出血による右完全片麻痺が出現し、結果的に右上肢の機能全廃および右下肢の著しい障害の後遺障害が残った。退院後の平成21年6月からB介護施設の利用が始まり、要介護は3とされていた。

Aは平成26年5月31日、B介護施設のショートステイ中に、昼食後に施設の職員から、個室の洗面所で口腔ケアを行うように声を掛けられて個室に戻った。ところが、午後0時50分ごろ、Aの個室でドンという音がしたことから職員が駆け付けたところ、Aは左手にコップを持ったまま右側臥位で転倒していた。洗面所の床も水でぬれており、Aは一人で口腔ケア(うがい)をしていた最中に転倒したものと認められた。

Aは転倒により、右大腿骨頸部骨折の傷害を負い、病院で人工骨頭置換術を受けた。退院後いったんは自宅で過ごしたのち、別の施設を利用していたが、平成26年10月20日にむせ込んだ後に血中酸素飽和度が低下し、病院に緊急搬送され、誤嚥性肺炎と診断された。その後は両側上下肢機能全廃、中枢神経などの障害、脊柱障害で寝たきりとなり、身体障害者1級の認定を受けた。同年12月になって誤嚥性肺炎を直接死因として64歳で死

亡した。死亡診断書には誤嚥性肺炎の原因として脳内出血の後遺症であると記載されていた。

利用者の遺族から、施設内での転倒が死亡の原因になったとして、2,000万円の損害賠償を求める訴訟が提起された。主たる争点は、①安全配慮義務違反の有無、②転倒事故と死亡の因果関係、であった。

◆判決の要旨

①争点1—安全配慮義務違反について

Aは平成20年11月に発症した脳内出血により右上肢の機能全廃および右下肢の著しい障害を後遺し、転倒の危険を有していた。B介護施設の職員はAが自宅で転倒していることを知らされていたし、介護計画策定やサービス担当者会議の席上などにおいてAの転倒の危険に注意し、本件施設内で転倒しないよう配慮する旨を表明していた。しかも平成26年4月には入浴時に左足に力が入らないという事態があり、ショートステイ連絡表でそのことが具体的に伝えられて改めて注意を喚起されていた。

Aは従前から一人で口腔ケアを行っており、具体的には、洗面所の壁に左肩をもたれかけて、蛇口に左手を伸ばして一連のうがいの動作を行うことから、バランスを崩して転倒することを十分具体的に予見し得たというべきである。それにもかかわらず、転倒を防止する措置を講じなかったB介護施設には安全配慮義務違反がある。

②争点2—転倒と死亡の因果関係

Aは右大腿骨頸部骨折に対する手術、リハビリを受け、平成26年7月ごろは一部介助で、身体機能の相応の回復が図られていたが、同年8月ごろより認知能力が進行性に低下してADLが低下し、同年9月になると全身状態が悪化して、これに伴い嚥下能力も低下するに至ったと認められる。認知能力の低下の原因として、本件事故後の手術や長期間の入院による精神的・身体的ストレスに原因があるとの意見書が原告から提出されているが、Aが本件手術後一時は身体機能を相応に回復させ、ずっと寝たきり状態にあったわけではないことに加えて、診療録の記載からすると本件手術後のストレスが甚大であるとまでは認めがたい。

Aの認知機能の低下については、アルツハイマー型認知症、ももとの脳内出血の後遺症、後の転倒による頭部裂傷の影響も考えられるところであるが、いずれも確定診断には至っていない。Aの認知機能の低下の機序は、明らかでないというほかなく、結局のところ本件事故との相当因果関係は認めがたい。

③損害賠償額の認定

裁判所は転倒と死亡の因果関係を否定し、転倒による治療費、入院付添費、慰謝料などの約300万円に限定して原告の請求を認容した。

◆この判決をどう理解するのか

①安全配慮義務違反について

介護施設における利用者の転倒は誤嚥と並んで頻度がかかなり多くみられる事故である。裁判所は、従来は医療機関に比して介護施設の安全配慮義務を低く捉えていると思われる時期があったが、最近は介護事業という専門性を重視して医療機関と同じレベルの安全配慮義務を要求するようになってきている。特にショートステイやデイケアサービスの場合には、施設での生活と自宅での生活が近接しており、「自宅に居ても転ぶときは転ぶ」などという感覚を持つ事業者もいると聞くことがあ

るが、それは裁判の世界では通用しない。介護施設においては、利用者の身体的・精神的な状況を正確に把握して施設での安全を確保して転倒などの事故が惹起しないような注意義務を負っていると裁判所は考えている。利用者のリスクを正確に把握して介護記録にも反映させることを忘れてはならない。

②転倒と死亡の因果関係

一方で、裁判所は賠償範囲を決する原因と結果の因果関係については、相当因果関係が存することを要求している。本件において原告は転倒事故→手術や長期の入院による精神的・身体的ストレス→認知機能の低下→誤嚥性肺炎という因果の流れがあると主張していたが、裁判所はそこに相当因果関係を認めなかった。ストレスの程度が甚大でまであるとは認めず、認知機能の低下の機序は明らかでないとし、死亡診断書には誤嚥性肺炎の原因として脳内出血の後遺症であると記載されていたことなどをその理由として指摘していた。

仮に利用者が施設内での転倒後に骨折のための手術を受け、そのリハビリ中に肺血栓塞栓症で亡くなったようなケースの場合にも、転倒は死亡のきっかけとしての意味はあるが、手術前後における弾性ストッキングの着用や間欠的空気圧迫法などの予防的措置がきちんとなされていたとすれば、転倒と死亡の相当因果関係は否定されることになると思われる。

◆この判決から何をどう学ぶべきか

①介護施設における転倒事故は、施設がそれまでの利用者の行動などからそれを予見できたか否かが決定的に重要であり、自宅に居ても転ぶときは転ぶなどという弁解は一切通用しない。

②損害賠償請求における相当因果関係とは、甲あれば乙なしといった条件関係にある事実的な因果関係を前提として、裁判所がどこまで賠償の範囲とすることが法的に相当なのかという評価の問題である。